

会員の倫理・綱紀・懲戒等に関する 手続きの手引き

第1章 懲戒制度の概要

第1 懲戒制度の意義

1. 歯科医師が国民の信頼と付託を得て、主体的かつ自律的に研究を進め、歯科医療の健全な発展を促すため、すべての学術分野に共通する基本的な医療者としての姿勢が示されていること

最近国内外で続発している医療事故等は眼に余るものがあります。

幸いにして本学会会員が社会からその罪を問われた例はまだありません。しかし、将来にわたって本学会会員が医療水準も含めて医療倫理等のトラブル発生によって、国民の審判を仰ぐときがこないとは断言できません。

本学会は歯学の中にありますが、特に生命に関わる医療行為が直接的、間接的に行われるため、医療事件事例や歯科医師の分限範囲を超えた医業行為がないとは限りません。そのときは本学会員も国民の審判を仰ぐことになります。

従来は、学術団体が所属会員に、倫理の規制を適用、運用することは困難とされてきました。しかし、本学会が本学会の自治に基づき本学会会員個々の医療行為や医療倫理を自己規制することは、国民の健康な生活を確保する視点からも必要不可欠なものであり、その意義は多大であります。

2. 専門医制度の目的

他学会におきましては、会員の半数以上が専門医であるというのが実状であり、現在「専門医とは何か！」を国民から問われている学会すらあります。

一方、本学会の専門医の制定は後発ではありますが、他学会が国民から受けた批判あるいはこのことに関する反省などを顧みて、今般、「専門医の制度設計」を策定することになりました。

本学会における専門医制度の制定に当たっては、医療人としての品格と知識、技量などを十分兼ね備えた専門医を育成するとともに、本学会において名実共に専門医制度にふさわしい医療水準・医療倫理基準を高めることを目的としています。

第2 本規則の特色

1. 懲戒の目的を本学会会員としての高度の医療水準・医療倫理基準の保持にとどまらず、広く本学会会員としての品位の保持にまで広めていること

前記のとおり、本学会が専門医制度をスタートさせるに当たり、本学会の専門医が国民の信頼を得、かつその信頼を将来にわたって維持して行くには、その車の両輪として、懲戒制度によって高度の医療水準・医療倫理基準を保持する必要があります。

そのため、懲戒の対象を「法令、定款、本規則又はガイドラインその他本学会で定める諸規程に違反し、会員としての活動において高度の医療水準・医療倫理基準を保持することができずかつその責任を果たすことができない場合」と決めました（第2条1）。

さらに昨今の医道審議会医道分科会による処分が歯科医師・医師としての業務以外の刑事・民事上の事案を対象とし、特に歯科医師・医師による薬物犯罪・わいせつ事犯・医療事故以外の悪質な交通事故等の業務上過失致死（傷）等事案の増加を鑑みると、本学会も医道審議会医道分科会による処分に伴って会員に対し懲戒処分を行い、本学会の専門医制度および本学会に対する国民の信頼を維持する必要があります。

そこで、懲戒の対象を「その他内外を問わず会員としてその品位を失うべき非行があった場合」も定め（第2条1、第3条1⑦）、また第三者からの意見を求めるため広く誰でも懲戒の申立をすることができることにしました（第17条1(1)）。

2. 懲戒事由によって柔軟な懲戒処分が可能にしていること

このような理由から、懲戒処分の対象は広範な事案にわたることになりました。しかし、軽微な事案にまですべて懲

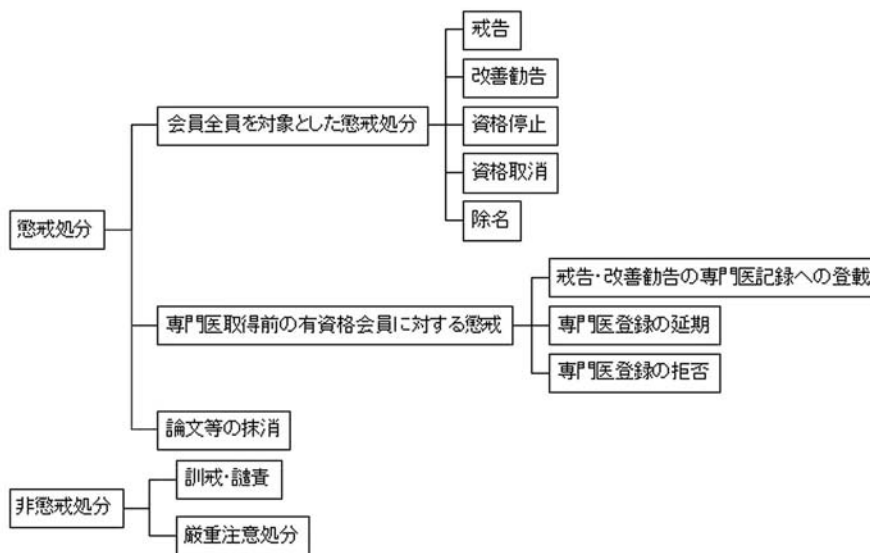
戒処分を科すのかという問題が生じました。

そこで、まず、本規則では原則として懲戒処分を5段階に分けました（第5条）。次に、専門医取得前の有資格会員に対する懲戒処分は4段階に分け（第6条）、その他に論文等の抹消という懲戒処分をも決めました（第7条）。

さらに、軽微な事案に対しては、懲戒事由に該当していてもあえて懲戒処分をせず、訓戒・譴責等で対処できるようにしました（以下、これらをすべて呼称するときは「懲戒処分等」という）。

これにより違反の重大性・種類・性質・事後の事情等によって懲戒処分も柔軟に対応できるようにしました。（図1参照）

図1 懲戒処分の種類

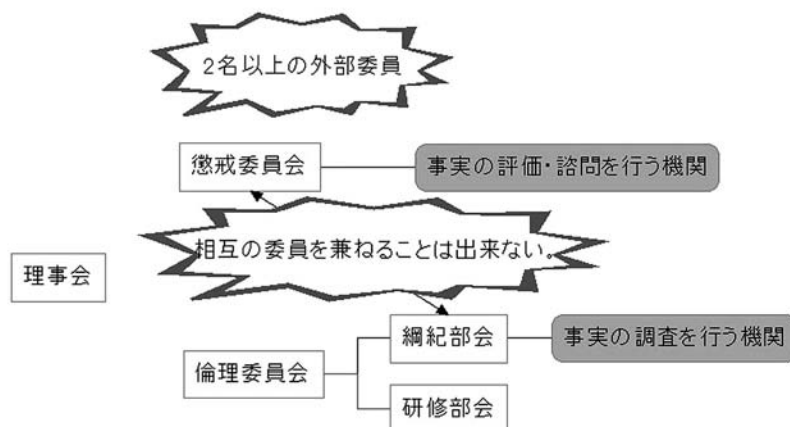


3. 懲戒処分等については恣意的な判断を排除する工夫をしていること

このように、本規則では違反の重大性によって柔軟な懲戒処分等ができるようになっていますが、そのため本学会会員の懲戒処分等が本学会外の大学または病院等医療機関内部の問題に悪用されたり、逆に、理事会などの恣意的な判断がなされたりする危険があります。

そこで、懲戒処分をするには本規則で定めた懲戒手続に基づくことを必要不可欠としました（第2条1）。そして、その内容としては、事実の調査を行う機関（綱紀部会）と事実の評価・諮問を行う機関（懲戒委員会）を分離し、相互の委員を兼ねられないことにしました。さらに、懲戒委員会には必ず外部委員2名以上を構成委員とすることにしました。（図2参照）

図2 懲戒手続にかかる組織関係図



4. 会員に対する懲戒処分等のみではなく、会員に対する教育・研修による改善・向上を目指していること
 - 1) 本規則の目的はあくまで本学会の会員としての高度の医療水準・医療倫理基準の保持とその医療人としての品位の保持にあり、会員の懲戒処分等をもっぱら目的とするものではありません。そこで、資格停止・資格取消を受けた会員には倫理研修部会での継続教育と判定試験により復権できるようにしました(第6章)。
 - 2) さらに、個々の懲戒事例・教訓を会員にフィードバックするため、倫理委員会は懲戒処分等に対する意見の他に、同種事案が生じない対応を理事会に提案しなければならないとしました(第18条4(4))。倫理研修部会では、これらを踏まえて医療水準・医療倫理基準に関する研修及び教育を行うことにしました(第15条1①)。

5. 医療水準・医療倫理基準について司法・行政・世論に専門学会としての見解を提示・公表することも想定していること

本規則の懲戒処分等は、原則として司法による刑事処分・医道審議会医道分科会の行政処分を待つことを予定しています(24条1)。

しかし、医療過誤にかかる刑事・民事事案においては、ときには文献や数名の専門家の意見・鑑定のみで判断がなされ、現在の臨床の現場・実態と隔たる医療水準・医療倫理基準が判例になってしまうことも考えられます。

そこで、本学会の専門分野にかかる事項については、司法手続・行政手続に先んじて事実の調査・評価・諮問を行い、本学会としてのあるべき医療水準・医療倫理基準の在り方を、逆に司法・行政・国民(世論)に発表し、本学会としての専門的見解を提示することも予定しています(第18条4(1)⑦ただし書)。

第3 抽象的な懲戒事由と懲戒権者

1. 抽象的な懲戒事由

会員は、法令、定款、本規則またはガイドラインその他本学会で定める諸規則・規程に違反し、会員としての活動において高度の医療水準・医療倫理基準を保持することができず、かつその責任を果たすことができない場合、その他内外を問わず会員としてその品位を失うべき非行があった場合には、本規則で定める適正な手続に従い、懲戒処分等を受けることとなります(第2条1)。

本条の意義は、第1には懲戒処分等の対象となる場合を抽象的に宣言したことです(抽象的な懲戒事由)。具体的な懲戒事由は第3条に定めました。第2には、懲戒処分等を受ける場合は本規則で定めた適正な手続に基づくことが必要不可欠であるとしたことです。

2. 懲戒権者

懲戒処分は理事会が行います(第2条2)。

本条の意義は、懲戒手続においては、綱紀部会・懲戒委員会も登場しますが、これらの機関はあくまで事案の調査・評価・諮問を行うだけの機関であって、これらの機関が懲戒処分を行うことはできないことを意味します。懲戒処分を行えるのは、あくまで本学会の理事会のみです。他方で、理事会といえども、本規則で定めた適正な手続によらなければ懲戒処分を行うことはできないことを意味します。

第4 具体的な懲戒事由と懲戒処分等の種類

1. 具体的な懲戒事由

- 1) 会員は、次の行為をした場合に懲戒を受けます(第3条1)。

- ①我が国又は他の国の法令等に違反する行為。
- ②医業停止・免許取消・保険医取消の対象となる行為。
- ③定款又は本学会で定める規則・規程等に違反する行為。
- ④本規則又はガイドラインに違反する行為。
- ⑤委員会等の要請に対して正当な理由なく応答せず又は委員会等の業務を妨害する行為。
- ⑥本学会に故意に虚偽又は誤解を与える陳述をなす行為。
- ⑦その他内外を問わずその品位を失うべき非行に当たる行為。

- 2) 前項①の場合の法令等は我が国のすべての法令を意味し、当然、医療法、医師法、歯科医師法、健康保険法等も含み

ます。前項②は特にこれらの医業に直接かかわるものを例示したものです。なお、会員の刑事処分（事件）の起訴猶予は、会員の懲戒処分を妨げるものではありません（第3条2）。

懲戒処分は原則として刑事処分に従うことが予定されています（第24）。しかし、たまたま刑事処分で起訴猶予になったとしても、法律違反をしたことには変わりませんので、「一国民として刑事処罰を与える必要があるか」という検察庁の判断とは別に、「本学会の会員として相当か否か」という本学会自治の視点から懲戒処分の対象としました。

2. 訓戒・譴責

1) 理事会は、会員の行為が懲戒事由に該当しない場合であっても、必要に応じて、会員に対し、非公開でかつ口頭による嚴重注意の処分をすることができます。

なお、嚴重注意処分に関しては明文はありません。これは、嚴重注意処分は、指導として必要であれば当然なすものであり、懲戒事由に該当しないのに規則で処分として明記すべき性質のものでないとの意見がありましたので、規則からは削除されました。

2) 理事会は、会員の行為が懲戒事由に該当する場合であっても、事案が著しく軽微な場合には、懲戒手続に付さないことがあります。この場合、理事会は会員に対し非公開で口頭による叱責又は文書により指導します（第4条）。

3. 会員全員に対する懲戒処分の種類

会員に対する懲戒処分は次の5種類としました（第5条）。

1) 戒告：会員に対し公開又または非公開で文書により反省させること。

2) 改善勧告：会員に対し公開または非公開で文書により改善勧告を行うこと。

3) 資格停止：会員としての資格停止の懲戒決定書の送達された日から復権するまでの間会員の本学会に対して有するすべての権利行使の禁止および会員・役員・委員としてのすべての活動が停止すること。ただし、資格停止の会員は会費納入の義務は負担します。

4) 資格取消：会員としての資格取消の懲戒決定書の送達された日から復権するまでの間会員と本学会との権利義務がすべて終了すること。この場合は会費納入の義務も終了しますが、未納分についてはその義務は免れません。

5) 除名：本学会からの除名、資格停止と異なって会員の会費納入の義務も終了します。ただし、除名の処分迄の未納分についてはその義務は免れません。

4. 専門医取得前の有資格会員に対する懲戒

理事会は、専門医取得前の有資格会員に対し懲戒事由が存すると判断した場合には、懲戒処分等に加えて、次の4段階の懲戒をすることができます（第6条）。

1) 戒告がなされた旨、専門医の登録簿の記録に留めた上、専門医の登録をすること。

2) 改善勧告がなされた旨、専門医の登録簿の記録に留めた上、専門医の登録をすること。

3) 3年を越えない範囲で期間を定め、一定期間専門医の登録を延期すること。

4) 専門医の登録を拒否、却下すること。

5. 論文等の抹消

研究結果を捏造・盗用または故意・重過失によりガイドラインに違反した発表・論文及び報告記録の場合は、懲戒処分等後に本学会発行の学術論文等よりその発表・論文及び報告記録を抹消し、本学会の学会誌への掲載または理事会が選ぶその他の方法によってこの旨を公表（告）します（第7条）。

第5 懲戒手続の概要

1. 申立

1) 懲戒の申立は原則として誰でもすることができます（第17条）。ただし、懲戒の申立の濫用を防止するため、申立をする者は、姓名等身分を明らかにした上で、本学会が定めた書式をもって申立をすることにしました（第17条：書式1「懲戒申立書」）。

2) 理事会は、懲戒の申立がある場合の他、①理事会が会員に懲戒事由があると判断したとき、②第24条3（有罪判決等

の通知に基づく懲戒手続の開始)に該当すると判断したとき、事案を懲戒手続に付し、倫理委員会に対し綱紀部会の設置を請求する必要があります(第17条3:書式2「倫理綱紀部会の設置について」)。

2. 事実調査(綱紀部会)

1) 倫理委員会は、理事会から綱紀部会の設置を請求された場合、当該事案について綱紀部会を直ちに設置しなければなりません(第18条1)。

綱紀部会は非常設の機関で、事案ごとに設置されます(第14条2(1))。その構成は5名以上10名以内で、倫理委員会委員(1名以上)、会員(3名以上)、外部委員(必要に応じて最大2名)からなります(第14条2(3))。

2) 綱紀部会は、被請求会員に対し、懲戒の申立の概要及び調査事項を文書で通知します(第18条2(1):書式3「懲戒の申立があった旨のご通知並びに回答書の提出方について」)。

これは事案の調査のためには本人の主張・意見から調査するのが必要不可欠だからです。

3) この通知を受けた被請求会員は、通知を受領した後30日以内に、綱紀部会に対して調査事項について書面で回答をしなければなりません(第18条2(2):書式4「綱紀部会に対する回答書」)。

被請求会員は、調査に対して協力する義務があり、正当な理由なく応答せず、倫理委員会の職務を妨害する行為(第3条1⑤)、本学会に故意に虚偽または誤解を与える陳述をなす行為(第3条1⑥)は、それ自体懲戒処分の対象とされるので注意が必要です。この点は、同封の書面で注意喚起をします(書式5「権利についてのご通知」)。

4) 綱紀部会委員、倫理委員会委員、懲戒委員会委員は、守秘義務を負います(第10条:書式6「秘密保持誓約書」)。

綱紀部会は、被請求会員からの回答及び面談を含むすべての調査資料を整理し、その調査結果を書面で倫理委員会に報告します(第18条3:書式7「綱紀部会報告書」)。

3. 調査報告(倫理委員会並びに理事会)

綱紀部会の調査を受けた倫理委員会は理事会にその結果を報告します(第18条4:書式8「決議書1(倫理委員会)」)。

その結果、理事会は懲戒処分が不相当と判断するときは、その旨を申立人に通知し、事案は終了します(第18条5(2):書式9「終了通知書」)。

逆に、理事会が懲戒処分が相当で、その相当性の審査が必要と判断するときは、懲戒委員会に事案の審査を委嘱します(第18条5(2))。

4. 審問手続(懲戒委員会)

1) 懲戒委員会は常設の委員会で、懲戒委員会は5名以上15名以内で構成(会員3名以上、外部委員2名以上)し、その任期は2年です(第16条2)。

2) 懲戒委員会は、被請求会員に対し、弁護士等第三者を代理人として選任できる権利及び反論する権利があることを通知します(書式5「権利についてのご通知」)。それとともに、第18条4(1)に規定する書式8「決議書1(倫理委員会)」を送付し、被請求会員に反論の機会を与えます(第20条2)。

被請求会員は、決議書に対する答弁書を、決議書が到達した日から30日以内に懲戒委員会宛に提出しなければなりません(第20条3:書式10「決議書1(倫理委員会)に対する答弁書」)。

3) 懲戒委員会は、審問期日の少なくとも30日前に、被請求会員またはその代理人に対して審問期日及び場所を通知します(書式11「審問期日のご通知」)。ただし、この場合、被請求会員に対し、自己の費用で弁護士等を代理人として選任できる権利及び証人を尋問し、証拠を提出する権利があることを通知します(第21条1:書式5「権利についてのご通知」)。

4) 懲戒委員会は審問に当たっては審問記録を作成しなければなりません(第21条3:書式12「審問記録」)。

5) 懲戒委員会は、懲戒事由の有無を認定し、懲戒処分の適否、懲戒処分の種類、懲戒処分の内容を決議し、その決議及びその理由を記載した決議書を作成し、理事会に答申します(第22条1:書式13「決議書2(懲戒委員会)」)。

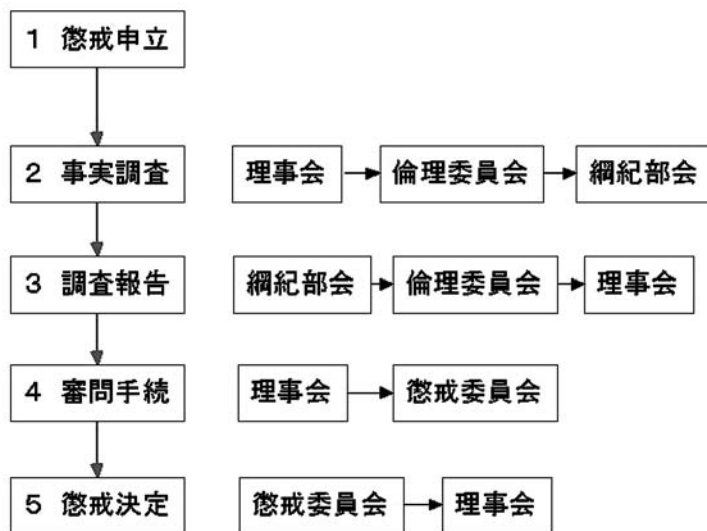
5. 懲戒決定(理事会)

1) 理事会は、懲戒委員会より前条の決議書の答申を受けた場合には、その内容を審議し、懲戒処分の当不当の決定をします(第23条1)。

この場合、理事会は懲戒処分内容及び懲戒処分の理由を記載した懲戒決定書（書式14「懲戒決定書3（理事会）」の正本1通と副本1通を作成し、正本1通を倫理委員会に提出し、副本を被請求会員に送達します（第23条2）。なお、原本は理事会において保管します。

- 2) 懲戒手続は、本条の手続をもって終了し、被懲戒者の異議申立を認めません。これは懲戒手続において、綱紀部会、倫理委員会、懲戒委員会、理事会と慎重な手続を経ているため、これ以上争うのであれば、民事訴訟法等による司法手続によるのが適当であると考えられるからです。

図3 懲戒手続の概要図



第6 特則

1. 有罪判決等の場合の特則（第24条）

1) 有罪判決等の証明

有罪判決等の公文書は、懲戒事由の存否の確定的証拠になります。この場合は、懲戒委員会における審問は、有罪判決等以外の事実に限られます。

2) 報告義務

会員は、本学会に対し、軽微の交通違反（ただし、酒気帯び、酒酔、薬物使用に関するものを除く）を除いて、有罪判決等の対象となった行為について、当該行為のときから30日以内に、その旨を文書によって通知しなければなりません。具体的には、酒気帯び運転、重大なスピード違反等、いわゆる赤切符の場合、罰金以上の刑が科される場合は報告が必要です。

3) 有罪判決等の通知に基づく懲戒手続の開始

理事会は、前項の通知を受けた場合又は自らその事実を認知した場合には、倫理委員会に綱紀部会の設置を請求して、直ちに事案の調査をさせます。この場合、倫理委員会は会員が有罪判決等を受ける以前に綱紀部会を設置することがあります。

4) 公訴提起、有罪判決等による暫定的資格停止処分

理事会は、倫理委員会に対し、公訴提起・有罪判決等の対象となった会員の氏名を報告しなければなりません。報告を受けた倫理委員会は、綱紀部会の調査結果により会員の資格を一時的に停止することができます。

5) 有罪判決等が取消された場合の自動復権

本条第1項の有罪判決等による被懲戒者または前項の暫定的資格停止を受けた会員は、懲戒処分の原因となった公訴提起・有罪判決等が取消されたことを示す公文書等を倫理委員会に提出して、直ちに懲戒手続または暫定的資格停止の取消を求めすることができます（書式15「暫定的資格停止処分通知書」）。

2. 暫定的資格停止処分（第19条）

暫定的資格停止とは、会員に対し理事会が懲戒確定前に、一定期間または期間を定めず、その資格を一時的に停止することをいいます。すなわち理事会は、第24条4によって倫理委員会に公訴提起、有罪判決、医業停止、免許取消、保険医取消の対象となった会員の名前を報告します。報告を受けた倫理委員会は、綱紀部会の調査結果により会員の資格を一時的に停止することができます。この他、理事会は綱紀部会の申立により、又は職権で、被請求会員に弁解の機会を与えた上、暫定的資格停止処分をすることができます。

第2章 懲戒手続に当たっての取扱細則

第1 常設の組織に関する細則

1. 倫理委員会

倫理委員会は会員10名以上20名以内で構成されます（第13条2）。

倫理委員会委員は、自己または自己の関係者が利害関係人となる手続に関与することができず、または自己が関与することにより他に紛争を生ずる手続に関与することはできません（第13条3（1））。

これは、倫理委員会の委員になることは差し支えないが、具体的事案において綱紀部会の委員にはなれないことを意味します。

また、倫理委員会の委員は、懲戒委員会の委員を兼任することもできません（第13条3（2））。

綱紀部会は直ちに業務ができるよう倫理委員会内で事前に班を構成しておきます。

また、懲戒委員会の外部委員と異なり、綱紀部会の外部委員は、事実調査に協力し、かつ能力を有する者を予定しています。したがって、事案の内容によって、事案ごとにそれにふさわしい専門家を個別に選任することになります。

2. 倫理研修部会

1) 倫理研修部会は、5名以上10名以内で構成され、かつ、倫理委員会委員1名以上、会員3名以上、外部委員（必要に応じて最大2名）で構成されます（第15条2）。

2) 倫理研修部会の運営は、本規則に定めのない事項については、倫理委員会の委任により、部会長が運営規程を定めることができます（第15条4）。

3) 「被懲戒者の申立に基づく復権の審査と決定」及び「被懲戒者への継続教育と判定試験の実施」は、倫理委員会の目的と定めています（第13条1）。この場合は当然に倫理委員会研修部会がこれを行い、同研修部会が意見を具申し、復権や継続教育を実施します（第15条1）。

4) 倫理研修部会では、懲戒事案に関するデータの収集・分析と発表、理事会に提案する同種事案が生じないための対応（第18条4（4））等をその業務とし、また定期的な研修会の開催を企画します。

3. 懲戒委員会

1) 懲戒委員会は、5名以上15名以内で構成され、かつ、会員3名以上、外部委員2名以上で構成されます（第16条2）。

外部委員は懲戒手続における恣意的判断を排除することが目的ですので、本学会と無関係の有識者に委嘱します。

2) 理事会は、会員の中から5名以上15名以内の懲戒委員会予備委員を委嘱します（第16条3（4））。

懲戒委員会委員、懲戒委員会予備委員は、書式6「秘密保持誓約書」に署名押印の上、予備委員長に提出します。

第2 申立に関する事務局の細則

1. 事務局は、相談があった場合のみでも必ず申立人の氏名と連絡先を把握します。匿名・仮名での事前相談には応じません。

2. 事務局は、申立に関する質問には、「何人も、会員について懲戒の事由があると思料するときは、その事由の説明を添えて、本学会に懲戒申立をすることができる（第17条1（1））」、「懲戒の申立は、本学会が定めた書式に従ってすることを要する。また前号の懲戒の申立は、匿名・仮名ではできない。（第17条1（2）」旨の内容を口頭または文書で回答します。

3. 事務局は、申立手続以外の懲戒の内容に関する相談に乗ることはできません。申立人の要求があれば、申立人の費用で

本規則・書式・本冊子を送付し、懲戒に関する内容は申立人が自分の費用で弁護士等と相談するように指導します。

4. 事務局は、懲戒申立書の提出を受けたときは、申立が仮名・匿名でないか、書式に従っているか、被申立人が本学会の会員名簿に記載されているか、生存しているか等を確認します。そして、不備がある場合は直ちに申立人に連絡し、不備を訂正するよう指導します。
5. 不備があり訂正できない場合、申立人が応じない等訂正がなされない場合は、配達証明付簡易書留郵便で申立人に対し、書式16「簡易却下通知書」を送付します。
6. 懲戒申立書を受付けたときは、受付日以後の最初の理事会の議案の審議または報告事項にします。
7. 事務局は、年度ごとに懲戒事案に整理番号を付します。その上で、事案ごとにファイルを作成し、これを保管・管理します。

第3 事実調査と報告に関する細則

1. 倫理委員会は、理事会から綱紀部会設置の請求を受けたときは、直ちに事案を既に決定している班に割り振ります。その後、班内で利害関係人を除外し、場合によっては人員を補充し、また、複雑な事案・専門知識を要する事案は外部委員を入れる等して、綱紀部会委員を確定します。

ただし、事案が数件の場合は、綱紀部会は事案ごとに機械的に数班に割り振り、その業務を行います。各班は独立してその業務を行います。

2. 綱紀部会委員が確定したら、直ちに綱紀部会員になった倫理委員の中から部会長を定めます。綱紀部会委員は、書式6「秘密保持誓約書」に署名押印の上、提出します。
3. 綱紀部会委員は、まず、申立人に連絡し、直接面会し、事情聴取を行い、必要な資料の提出を受けます。次に、綱紀部会委員は、懲戒申立書を被請求会員に送付します。この場合は、書式5「権利についてのご通知」、書式4「綱紀部会に対する回答書」を同封して送付します。また、早いうちに電話等でアポイントメントを取って直接面会し、事情聴取をします。
4. 綱紀部会は、部会長が書式7「綱紀部会報告書」を作成し、まず、この場合は他の委員の了解・意見を求め、部会の決議を得ることとします。また、収集した資料はすべて倫理委員会に提出します。
5. 倫理委員会は、事案が重大で社会的な影響が大きいと思われる事案は、暫定的資格停止処分を理事会に申立ます。
6. 理事会が、懲戒請求を却下（死亡、非会員、同一事案）または棄却（懲戒該当事由なし、懲戒該当事由あるも懲戒処分せず）した場合、懲戒を申立てた者に対して、倫理委員会の決議書を付してその結果を通知します（第18条5：書式9「終了通知書」）。

第4 懲戒委員会の審問手続に関する細則

1. 懲戒委員会委員の確定

まず、理事会から事案の審査を委嘱された場合、委員に対して、事案を通知します。この場合、利害関係のある委員は当該事案の懲戒委員会の委員になれないことを申出てください。委員長は理事会の許可を得、委員の委嘱を解きます。

理事会は、懲戒委員会の人数が5名未満になる場合、その他補充の必要が認められる場合は、倫理委員会予備委員又は会員から懲戒委員会の委員を委嘱します。

2. 第1回審問期日の準備

懲戒委員会委員の確定と同時に、懲戒委員会委員長は、被請求会員に対し、アポイントメントを取り、第1回審問期日と場所を決定します。この場合、被請求会員に準備の機会を与えるため30日以上猶予を与え、これらを決定します。

そして、被請求会員に対し、書式8「決議書1（倫理委員会）」、書式5「権利についてのご通知」、書式10「決議書1（倫理委員会）に対する答弁書」、第1回審問期日には書式11「第1回審問期日のご通知」を送付します。

3. 民事訴訟法で規定する主張と立証の原則

- 1) 「民事訴訟法で規定している主張の原則」（第21条2）とは次の3つの原則です。

- ①当事者の主張がない事実は認定できません。
- ②当事者間に争いのない事実はそのまま認定しなければなりません。
- ③当事者の提出した証拠は当事者の有利な事実・不利な事実いずれの認定に用いることができます。

しかし、懲戒手続は民事訴訟と異なり二当事者対立構造ではありませんので、懲戒手続では1)の原則は、次の

ように「置き換え」で適用することになります。

- ①申立人・綱紀部会・倫理委員会も問題にしておらず、被請求会員も十分な弁解もしていない事実を懲戒事由の「主たる理由」として認定することはできません（不意打ちの禁止）。
- ②被請求会員の認めた自己に不利な事実は、懲戒事由の「事実」として認定することができます。
- ③被請求会員が提出した証拠は被請求会員の懲戒事由の「不利な事実」として認定することができます。

2) 「民事訴訟で適用される証拠の原則」とは次の原則です。

証拠の評価は認定者の自由な心証に従います（自由心証主義）。この原則は、懲戒手続においてもそのまま適用されます。

4. 第2回以降の期日

第21条1によれば、第2回審問期日以降の期日であっても、懲戒委員会は、審問期日の少なくとも30日前迄に被請求会員またはその代理人に対して審問期日及び場所を通知する必要があるとも読めます。

しかし、30日の猶予を与えるのは、被請求会員に十分な防御準備の機会を与えるため、被請求会員が30日以前に準備できるのであれば2回目以後は必ずしも30日以上を期日をあける必要はありません。他方、準備が30日の猶予では不十分な場合は、被請求会員の意見を参考に30日以上を期日を与えて期日を指定することもできます。

ちなみに、2回目以後は被請求会員に対する権利の告知は不要です。

第5 理事会の懲戒決定に関する細則

理事会は、他の委員会の意見には拘束されません。しかし、規則では理事会には下記の2つの制約を定めています。

記

- ①理事会が被請求会員に懲戒処分を決定するには、必ず綱紀部会の調査と懲戒委員会の審査を経なければならないこと。
- ②理事会が被請求会員に懲戒処分を決定するには、理由を付す必要があること（書式14「懲戒決定書3（理事会）」）。
理事会といえども適正な手続を経なければ会員に対し懲戒処分を決定することができません。その理由は会員に適正な手続の機会を保障をする必要があるからです。

第3章 懲戒手続に関するQ & A

第1 委員会の運営等

Q1. 綱紀部会委員・懲戒委員の具体的な業務は何ですか。事務局職員との業務の分担をどうなっているのですか。

A1. 懲戒手続において事務局職員は、懲戒手続に関与することは想定していません。

ただし、文章の收受、記録の保管、通知の郵便等の事務手続を行うことは差し支えありません。しかし、このような事務手続に関与している関係から事務局職員は当然に学会に対し秘密保持義務を負担しています。しかし、懲戒手続は会員にとって重大な事案であるため、事務職員は別途秘密保持誓約書を学会に提出します。

Q2. 綱紀部会と懲戒委員会との役割分担については、どうなっているのですか。

A2. 綱紀部会は「事実の調査」を行い、懲戒委員会では「事実の審査」を行います。綱紀部会委員と懲戒委員会委員の兼職を禁止しています。両機関は全く異なった視点で事案を検討し、被請求会員に各々の機会にそれぞれ釈明・反論・弁論を行う機会を与えています。それは、懲戒処分は会員の資格にかかわることであり、慎重に行う必要があるからです。

第2 懲戒申立の受理

Q3. 事案の当事者以外の、いわゆる事件屋・クレーマーからの申立は受理すべきですか。

A3. 本規則では、事案の当事者以外の何人でも、本学会に対し懲戒の申立をすることができると定めています。したがっ

て、事案の当事者以外の者からの申立であるからといって、それだけで懲戒の申立を拒否することはできません。また、いわゆる事件屋・クレーマーであるかどうかという点についても、申立の段階で明確に判断することは実際には不可能です

ただし、「懲戒の申立」は匿名・仮名では「できない」と限定していることから、懲戒の申立の濫用についてはある程度防止することができます。また、綱紀部会では、このような場合は申立人のみでなく当事者から直接事実を聴取し、懲戒申立の濫用か否かを判断することになります。

Q 4. 何年前の懲戒事実まで受付けるのですか。法律上の時効との関係はどうなっていますか。

A 4. 法令・規則上は、懲戒申立の時効等は特に定めがありません。しかし、懲戒事由の発生から相当年数が経過し、証拠の保存や証言の確保等で困難が予測される場合には、申立を受付けても、懲戒処分を不問にせざるを得ません。

懲戒委員会での証拠確認などを考えますと、懲戒事由の対象となった事案の発生後5年程度が処理の一つの目安と考えられます。しかし、個々の事案についての懲戒処分の可否は、最終的には理事会で決定することとなります。その場合は事案発生から申立迄の期間が長期間経過していることは被請求会員にとって一つの有利な事情として考慮すべきです。

なお、申立があったとしても懲戒処分を行わないものとして他に、過去本学会で対応済の事案等が挙げられます。他方、刑事手続・行政手続進行中であっても、特に本学会の専門分野については、懲戒事由が明白である場合は懲戒処分をすることは差し支えありません。

Q 5. 提出されたすべての懲戒申立書について本学会で審議すべきですか。

A 5. 本学会が行う懲戒処分は、何人からの申立も認め、広く会員としての品位を損なう行為もその対象としています。

他方、懲戒申立の濫用を防止するため、匿名・仮名での申立を認めないこと、本学会の定めた書式に従うことを要件としています。

また、事務局において被申立人の死亡、会員か否か、同一事案について申立があるか否かは直ちに審査します。

したがって、上記要件を満たした懲戒申立書は本学会（委員会等も含む）ですべて審議する必要があります。

第3 懲戒手続

Q 6. 「自己又は自己の関係者が利害関係人となる」とはどういう場合でしょうか、また「自己が関与することにより他に紛争を生ずる」とはどういう場合でしょうか。

A 6. 自己と同一大学に所属する会員が被請求会員である場合等、懲戒委員としての職責を果たす上で一般市民から判断の公正さを疑われるような場合は回避するべきです。これに対し、単に顔見知りであるという程度の場合の回避すべきではありません。誰でも懲戒委員になることは消極的になることは理解できますが、本学会の社会的存在意義を鑑み、安易に委員を回避することは会員の定款または規則違反に直結する可能性があります。ひいては本学会の自治の崩壊を来すこととなります。

また、自己が加わることにより、大学内の問題等に発展しかねない場合には回避するのが相当です。

Q 7. 審問の場に証人を呼ぶのは誰ですか。

A 7. 基本的には、被請求会員が希望する証人を呼ぶ場合が多いと思われませんが、そのような場合は被請求会員が証人になってもらうよう自らが当該証人に依頼し、審問期日に審問場所に同行してもらうことになります。

他方で、証人が利害の対立する者（患者等）の場合、被請求会員が依頼するのが困難と思われれます。この場合は懲戒委員会から連絡して審問期日への出席をお願いすることになります。

その手続としては、懲戒委員会の担当者が直接、アポイントメントを取った上で、正式な書面として、参考書式A「証人へのご協力をお願い」を送付します。

なお、第21条1によれば、被請求会員には証人を尋問する権利がある旨の規定があります。しかし、懲戒委員会が被請求会員の希望する証人をすべて審問することは不可能で、しかも、懲戒委員会は当然そのような義務を負うものでもありません。

会員の懲戒手続はあくまでも本学会の自治に基づくもので、強制力はなく、すべて会員および利害関係人の自己責

任に帰すべきものです。

Q 8. 審問の場に利害関係者の出席は認められますか。

A 8. 本規則第 5 章で定めるすべての手続は公開できます（第26条 1）。ただし、同章で定める懲戒手続の係属の有無、対象、審判及び記録は次の場合に非公開とされます（第26条 3）。

- ①懲戒手続が有罪判決、医業停止・免許取消、保険医取消に基づかない場合
 - ②非公開が裁判所の手続または適切な監督権を持つ行政機関の要請による場合
 - ③被害者のプライバシー等への配慮が必要な事案で、被害者が公開を希望しない場合
 - ④その他、本学会において理事会の特別決議をもって公開によることが不相当と決議した場合
- したがって、非公開とされる場合以外は原則として利害関係者の出席を当然認めることとなります。

ただし、非公開とされる場合でも被請求会員が承諾した利害関係者、懲戒委員会が証人として呼び出した利害関係者、そして申立人にも出席を認めることもあります。

Q 9. 審問の場での録音は許可されますか。

A 9. 懲戒手続の審問において録音を許可しますと、懲戒の申立人、被請求会員、懲戒委員、証人等自由な発言が制約されるおそれがありますので、特に必要がない限り許可することはできません。当事者および関係者に対してもこの点を事前に通知しておくことが相当です。

しかし、懲戒委員会が記録または懲戒期日調査作成のため録音することは差し支えありません。この場合は保存・管理等には十分配慮する必要があります。なお、懲戒手続の審問の公開は審問記録のみを公開することになります。

Q 10. 当事者または利害関係人は懲戒記録の閲覧・謄写を認められますか。

A 10. 懲戒委員会の記録については公開できると定められています（第26条 1）。しかし、Q 8 と同様に非公開とされる場合は閲覧・謄写は認められません（第26条 3）。審問手続の公開と記録の閲覧・謄写については自ずとその影響力も異なりますから、後者のみを非公開とすることも、または一部のみを非公開とすることも当然認められます。特に患者のプライバシーや歯科医師の守秘義務に関する記録の取扱は慎重を期す必要があります。

Q 11. 懲戒手続における証拠等について、後日裁判所に提出しない合意のもとに懲戒手続を係属することは可能ですか。

A 11. 懲戒の当事者が、「裁判において不利益になる」との理由から、証拠の提出及び証言を拒否するなどして、懲戒手続の進行に支障を来すことがある場合には、懲戒手続の記録等を裁判所に証拠として提出しない旨の「証拠制限契約」を締結することも一方法です。

なお、この契約は、弁護士会作成の手引きにも同種の規定があり、この契約に基づいて懲戒処分をした場合、懲戒書にもこの契約をしたことを記載しておく必要があります。

Q 12. 懲戒手続の記録等について、裁判所の提出命令があった場合は、どのように対処するのですか。特に、前問の合意があったときは、どう対処するのですか。

A 12. 裁判所からの提出命令といっても、提出が任意とされる「文書送付嘱託」と提出が法的義務とされる「文書提出命令」があるのでその区別をする必要があります。

本学会が民事訴訟の当事者である場合は、特段の事情がない限り、記録等の提出を拒否するのが相当です。本学会が当事者でない場合には、提出命令に応じることはないと考えられます。裁判所での審尋がなければ提出命令が許されないこと（民事訴訟法第223条第 2 項）、場合によっては他の証拠による立証が可能であること、をいずれも強調して提出を拒否するのが相当です。

文書送付の嘱託（民事訴訟法第226条）についても同様の理由により、特段の事情がない限り拒否するのが相当です。

前問の証拠制限契約が締結されていた場合には、これを根拠に文書の提出を拒否しやすくなります。そこで、特に開示されたくない文書を提出する場合は前問の証拠制限契約を締結しておくことが肝要です。

Q13. 患者の懲戒申立と法律上の守秘義務との関係をどう考えますか。

A13. 刑法134条は、「医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁護士、公証人又はこれらの職にあった者が、正当な理由がないのに、その業務上取扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。」と規定しています。歯科医師も、医師に準じて、同様の守秘義務があると解されています。

患者からの懲戒申立について、治療の当事者となった患者が、懲戒の申立をする場合、綱紀部会または懲戒委員会に対する関係では、第三者に患者の秘密を知らしめることとなりますが、被請求会員には懲戒の当事者としての自己の権利を擁護という正当な理由があります。そこで、この場合は秘密を漏らしたことになるかと解することができます。

さらに、綱紀部会・倫理委員会・懲戒委員会委員は、秘密保持の義務が課されています（第10条）。ただし、この場合、当事者である被請求会員が責任を免れるのは、自己の権利を擁護する上でやむを得ない場合に限られると解すべきであって、常に無制限に許されるとは解すべきではありません。

また、懲戒の申立人が被請求会員の患者でない場合、例えば理事会や同僚の歯科医師等から歯科医師に対して懲戒の申立がなされた場合、歯科医師は、患者に対しては秘密を守る義務が存在します。ただし、綱紀部会または懲戒委員会に対する関係においては前記と同様であり、守秘義務違反には当たらないものと解されます。

Q14. 被請求会員に費用の負担を求めるのは、具体的にどのような費用ですか。

A14. 懲戒手続に要する経費としては、通信費、外部委員の日当・交通費、証人の日当・交通費等、通常懲戒手続に要する経費は当然またはこれ以外に特別に要した費用は、綱紀部会の報告に基づき、懲戒委員会委員長が被請求会員に請求することができます。

なお、この場合も被請求会員に過度の負担をかけないよう外部委員の費用・日当も含め、これらの経費負担について予め、これを事前に被請求会員に通知しておくことが必要です。

Q15. 被請求会員の欠席による理事会への懲戒申立において留意すべき点は何ですか。

A15. 審問期日はできるだけ被請求会員の都合に合わせて指定するべきです。

よって、審問期日に被請求会員が出席しない上に、何らの連絡もなく、また懲戒委員会に出席しない理由の問い合わせに対し、回答がない、また回答があるも正当な理由がない場合は、原則として理事会に対し懲戒申立の手続を行うのが相当です（参考書式イ「会員の欠席に対する措置について」）。

特に後者の場合は、被請求会員が欠席の理由を説明するものの何回も審問期日を開催しても出席しない場合は、3回目目の欠席を基準として、原則として理事会に懲戒の申立の手続を行うのが相当です。

なお、理事会への懲戒の申立を行った後は、参考書式ウにより本人にその旨を通知します（Q16. 参照）。

Q16. 被請求会員の欠席により理事会に懲戒の申立をした場合、被請求会員にその旨を通知すべきですか。

A16. 被請求会員の欠席により理事会に懲戒の申立した場合に、被請求会員にその旨を通知すべき明文規定はありません。しかし、懲戒処分等をする場合に被請求会員に弁解の機会を与えるために、この旨を事前に、文書その他適当な方法（参考書式ウ「審問期日における貴殿の欠席について」）によりその旨を通知するのが相当です。

Q17. 懲戒手続の継続中に別途、被請求会員の歯科医師法、本学会規則、ガイドライン等の違反等を認めた場合、どのように対処すべきですか。

A17. 懲戒手続中において、現在手続中の懲戒事由とは別途被請求会員が歯科医師法等の関連法令および会則若しくは規則等に違反またはそのおそれがあると認めたときは、現在手続中の懲戒処分の対象行為でなければ、同一手続内で懲戒処分をすることはできず、別途の懲戒手続によるのが相当です。

この場合、別途懲戒手続の対象事由に該当するものと判断できる場合は、その程度にもよりますが、犯罪に関わるような事実、医道審議会医道分科会の行政処分に関わる事実であればしかるべき関係機関に告発等するのも一つの方法です。委員は秘密保持義務を負担していますが、このような法令違反の事実は秘密として保護されるべき正当な利益はないと思われます。

ただし、この場合は当然理事会の決議に基づいてなされるのが相当です。

Q18. 倫理委員会・懲戒委員会からの決議書について、理事会はこれに拘束されますか。

A18. 理事会は、各委員会の決議に拘束されません。理事会はあくまで倫理委員会の調査結果、懲戒委員会の審査結果を参考にしながら、最終的に理事会で独自に審議し、特別決議をもって懲戒相当または不相当の結論を出すこととなります。

第4 懲戒の終了

Q19. 被請求会員が死亡した場合、本学会の会員でなくなった場合は、懲戒は終了しますか。

A19. 被請求会員が死亡した場合は、申立却下事由と定めています。したがって、この場合は理事会は直ちに申立を却下します。

これに対して、懲戒手続に付された会員はその手続が終了するまでは退会することはできません（第17条4）。

Q20. 懲戒手続の終了について、留意すべき点は何ですか。

A20. 懲戒決定書が送達され、懲戒手続が終了した場合、申立人には、当然、懲戒手続の結果を通知するのが相当です（参考書式エ「終了通知書」）。

Q21. 懲戒決定書等の送達について、留意すべき点は何ですか。

A21. 懲戒処分を決定したときは、懲戒決定書に理事会の出席者が署名押印し、正本1通を倫理委員会に提出し、副本1通を被請求会員に対し送達します（本規則第23条2）。

この場合、原本は理事会が保存します。また、明文規定はありませんが、交付した副本が懲戒決定書原本と相違ないことを証するため、原本との契印及び副本である旨の理事長の認証印を付しておくのが相当です。

Q22. 送達後の懲戒決定書の更正は許されますか。

A22. 被請求会員に送達後の懲戒決定書の更正は、誤字、脱字等の記載ミスその他これに類する明白な誤謬がある場合に限られ、懲戒権者である理事会の権限と責任においてこれを行うこととなります（参考書式オ「更正書」）。